

2023年10月20日

各位

「働き方改革関連法」遵守及び健康で安全な職場環境づくりの
当社の取り組みに関するご理解、ご協力のお願い

株式会社ヤマト及びグループ各社は2024年4月から建設業にも適用される「時間外労働上限規制」(時間外上限、月45時間かつ年360時間)に対応するため、「働き方改革関連法」の遵守及び健康で安全な職場環境づくりと働き方改革の推進に向けて、お客様をはじめ関係者の皆様へ下記内容を要望する事に致しました。

お客様と健全な関係を構築するためにも、当社の働き方改革の推進や生産性向上の取り組み事項につきまして、引き続きご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 適正な現場工期の確保(時間外労働の上限、月45時間、年間360時間)
2. ワークライフバランス実現に向けた完全4週8閉所の設定
3. 設計仕様の早期決定と、変更の期限を厳守した施工工程の確保
4. 会議、打合せ時間を定時時間内とする体制の整備
5. 従業員の週休2日確保に向けたローテーション勤務
6. 各種検討及び資料作成依頼における適正な時間確保
7. 朝礼、打合せへのローテーション及びリモート参加
8. 建築工事起因による工程遅れが生じた場合の契約工期を含めた契約内容の見直し
9. その他、現場における生産性向上、業務効率化策の採用

以上

お問合せ先

株式会社ヤマト

群馬県前橋市古市町118

Tel: 027-290-1800(代表)

・総務部長 柴山徳一郎 E-mail: generalaffairs.dept@yamato-se.co.jp

・人事部長 金井則幸 E-mail: hr.dept@yamato-se.co.jp